

共同接待した場合の飲食交際費

Q : 当社は、先日、同業者と共同接待をしましたが、その総額の通知が同業者からありません。この場合にはどうなりますか？

A : おおむね5,000円程度に止まると想定される場合は、損金算入が認められます。

【解説】

交際費等は、2以上の法人が共同して接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為をした場合や同業者の団体等が接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為をしてその費用を分担した場合においても支出があったものとされることになっています。

ところで、1人あたり5,000円以下の飲食費は、交際費課税の対象から除かれることとなっていますが、この場合の1人あたりの飲食費はその飲食等のために要する費用の総額を参加した人数で割った金額とされています。

したがって、共同接待や同業者団体等が接待等をした場合においても、これらの法人の分担又は負担した金額が1人あたり5,000円以下であれば損金の額に算入することが認められることとなります。

ただし、こうした共同して行う接待については、接待に要した費用の総額や参加した人数などが費用を分担したすべての法人に細かく報告されないこともあり、費用の総額の通知がなく、かつ、その飲食等に要する1人当たりの費用の金額がおおむね5,000円に止まると想定される場合には、その分担又は負担した金額で判定してよいとされています。

